

令和元年米子市議会 6 月定例会議案

令和元年 6 月 13 日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
57	専決処分について（米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	市民税 固定資産税	<p>処分年月日 平成31年4月15日</p> <p>〔改正理由〕</p> <p>地方税法の一部改正によるもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>1 個人市民税関係</p> <p>(1) 寄附金税額控除関係</p> <p>特例控除額の控除対象となる寄附金（ふるさと納税）について、地方税法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（※）とすることとした。</p> <p>※ 特例控除対象寄附金 次の基準に適合する都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の募集を適正に実施すること。 ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること。 ・ 返礼品を地場産品とすること。 <p>(2) 住宅借入金等特別税額控除関係</p> <p>ア 適用を平成45年度分まで延長した。</p> <p>イ 適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除額に関する事項の記載があること等の要件を不要とすることとした。</p> <p>2 軽自動車税関係</p> <p>軽自動車税のグリーン化特例に係る段階的改正のうち、旧制度上の重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課の規定を削除することとした。</p> <p>3 固定資産税関係</p> <p>条項移動に係る整理を行った。</p> <p>〔施行期日〕</p>

			<p>公布の日（平成31年4月23日）（上記1の(1)は、平成31年6月1日）</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）</p> <p>平成31年3月29日公布・同年4月1日施行（一部施行日別途）</p>
58	専決処分について（米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）	長寿社会	<p>処分年月日 平成31年4月18日</p> <p>〔改正理由〕</p> <p>介護保険法施行令の一部改正によるもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>次に掲げる第1号被保険者に係る平成31年度及び平成32年度の各年度の保険料をそれぞれ次のとおり引き下げた。</p> <p>(1) 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者等 3万1,100円 → 2万5,300円</p> <p>(2) 住民税非課税世帯で前年の本人の年金と所得の合計額が80万円以下であるもの 3万1,100円 → 2万5,300円</p> <p>(3) 住民税非課税世帯で前年の本人の年金と所得の合計額が120万円以下であるもの 4万6,700円 → 3万7,000円</p> <p>(4) 住民税非課税世帯で(2)及び(3)に該当しないもの 5万4,500円 → 5万2,500円</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日（平成31年4月23日）</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）</p> <p>平成31年3月29日公布・同年4月1日施行</p>
59	専決処分について（平成30年	財政	<p>処分年月日 平成31年3月29日</p>

	度米子市一般会計補正予算（補正第6回）		明細別紙
60	専決処分について（令和元年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第1回））	財政	処分年月日 令和元年5月31日 明細別紙
61	米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について	市民税	<p>地方税法の一部改正により、個人市民税の非課税措置及び軽自動車税の税率の特例等について見直しが行われたことに伴い、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>1 個人市民税関係</p> <p>非課税の対象者に、単身児童扶養者（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を加えることとする。</p> <p>※単身児童扶養者…児童扶養手当の支給を受けているひとり親のうち、未婚の者又は配偶者の生死の明らかでない者</p> <p>2 軽自動車税関係</p> <p>(1) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得された一定の自家用軽乗用車に対しては、環境性能割を課さないこととし、又は税率を1パーセント減ずることとする。</p> <p>(2) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例として、当分の間、鳥取県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うことに関し、税率の適用の判断その他必要な事項について定めることとする。</p> <p>(3) 当該軽自動車の環境性能に応じ、令和元年度中に初回車両番号指定を受けたものの令和2年度分の種別割及び令和2年度中に初回車両番号指定を受けたものの令和3年度分の種別割のグリーン化特例（軽課）を設けることとする。</p> <p>(4) 自家用軽自動車のうち、電気自動車等であるものについて、令和3年度中に初回車両番号指定を受けたものの令和4年</p>

			<p>度分の種別割及び令和4年度中に初回車両番号指定を受けたものの令和5年度分の種別割のグリーン化特例（軽課）を設けることとする。</p> <p>※環境性能割…令和元年10月1日から、取得時に課せられる自動車取得税（都道府県税）が廃止され、新たに導入されるもの</p> <p>※種別割…令和元年10月1日以降、保有に対して毎年度課せられる「軽自動車税」が「軽自動車税（種別割）」に名称が変更となるもの</p> <p>3 その他</p> <p>改元に伴い、表記の整理を行うこととする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和元年10月1日（上記1は、令和3年1月1日。上記2の(4)は、令和3年4月1日）</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）</p> <p>平成31年3月29日公布・同年4月1日施行（一部施行日別途）</p>
62	米子市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	選挙管理委員会事務局	<p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により選挙長等の費用弁償の額が引き上げられたことに併せ、本市における選挙長等の報酬の上限額の引上げを行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>選挙長等の報酬の上限額を次のとおり引き上げることとする。</p> <p>(1) 選挙長（1日につき）</p> <p>1万600円 → 1万800円</p> <p>(2) 選挙立会人（1日につき）</p> <p>8,800円 → 8,900円</p> <p>(3) 投票所の投票立会人（一の選挙につき）</p> <p>1万700円 → 1万900円</p> <p>(4) 開票立会人（一の選挙につき）</p> <p>8,800円 → 8,900円</p>

			<p>(5) 期日前投票所の投票管理者（1日につき） 1万1,100円 → 1万1,300円</p> <p>(6) 期日前投票所の投票立会人（1日につき） 9,500円 → 9,600円</p> <p>〔施行期日〕 公布の日</p> <p>〔関係法令〕 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号） 令和元年5月15日公布・施行（一部施行日別途）</p>										
63	財産の処分について	経済戦略	<p>崎津アミューズメント施設用地の未利用の土地について、次のとおり売却しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所 在 米子市大崎3400番224ほか5筆 ・面 積 1万5,001.72㎡ ・処分価額 4,584万円 ・相手方 米子市河崎1646番地1 株式会社ことぶき流通システム 代表取締役 三原 恵司 										
64	令和元年度米子市一般会計補正予算（補正第1回）	財政	明細別紙										
65	令和元年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第1回）	財政	明細別紙										
報告2	平成30年度米子市繰越明許費繰越計算書について	財政	<p>平成30年度の事業費を翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: right;">翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弓浜荒廃農地対策事業費</td> <td style="text-align: right;">2,300,000円</td> </tr> <tr> <td>大沢川管渠点検調査事業費</td> <td style="text-align: right;">804,600円</td> </tr> <tr> <td>県営土地改良事業負担金</td> <td style="text-align: right;">13,439,000円</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備換地事業費</td> <td style="text-align: right;">3,963,600円</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	翌年度繰越額	弓浜荒廃農地対策事業費	2,300,000円	大沢川管渠点検調査事業費	804,600円	県営土地改良事業負担金	13,439,000円	農業基盤整備換地事業費	3,963,600円
事業名	翌年度繰越額												
弓浜荒廃農地対策事業費	2,300,000円												
大沢川管渠点検調査事業費	804,600円												
県営土地改良事業負担金	13,439,000円												
農業基盤整備換地事業費	3,963,600円												

			県営急傾斜地崩壊対策事業負担金 17,600,000円 道路維持補修事業費（土木課） 66,096,793円 橋りょう補修事業費 21,922,520円 市道兼久4号線改良事業費 20,000,000円 道路整備事業費 33,248,917円 市道安倍三柳線改良事業費 305,190,680円 和田浜工業団地内市道改良事業費 30,000,000円 米子インター周辺工業用地整備事業に係る市道整備事業費 32,700,000円 市道上和田東22号線改良舗装事業費 18,699,000円 準用河川改修事業費 22,308,840円 排水路新設改良事業費 10,000,000円 県営街路事業負担金 19,657,586円 米子駅南北自由通路等整備事業費 73,498,167円 都市公園急傾斜地崩壊対策事業費 9,100,000円 市営住宅長寿命化改善事業費 74,416,000円 小学校普通教室空調設備整備事業費 1,131,894,000円 中学校普通教室空調設備整備事業費 399,743,800円 災害復旧事業費（日野川運動公園） 16,000,000円 災害復旧事業費（農業施設） 2,800,000円 工業用地整備事業費 30,700,000円				
報告3	平成30年度米子市水道事業会計予算繰越計算書について	水道局	平成30年度の事業費を翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: right;">翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">建設改良事業</td> <td style="text-align: right;">53,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	翌年度繰越額	建設改良事業	53,000,000円
事業名	翌年度繰越額						
建設改良事業	53,000,000円						
報告4	平成30年度米子市下水道事業会計予算繰越計算書について	下水道企画	平成30年度の事業費を翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: right;">翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">建設改良事業</td> <td style="text-align: right;">417,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	翌年度繰越額	建設改良事業	417,000,000円
事業名	翌年度繰越額						
建設改良事業	417,000,000円						

報告 5	法人の経営状況について	財 政	一般財団法人米子市開発公社ほか3法人の平成30年度の経営状況について報告しようとするもの
報告 6	議会の委任による専決処分について（法律等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）	調 査	<p>法律及び政令並びに鳥取県条例の一部改正に伴い、本市の条例において引用する当該法律等の条項の番号の改正を行ったもの</p> <p>処分年月日 平成31年3月26日</p> <p>改正内容</p> <p>次に掲げる条例について、所要の整理を行った。</p> <p>(1) 米子市特別医療費の助成に関する条例</p> <p>(2) 米子市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例</p> <p>(3) 米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例</p> <p>(4) 米子市職員の自己啓発等休業に関する条例</p>
報告 7	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	固定資産税	<p>法律上、市の義務に属する行政事務の瑕疵による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成31年3月25日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 1万円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事案の概要</p> <p>平成30年12月6日、市（市民生活部固定資産税課）は、誤認により、相続の権利を有しない相手方に対し、相続人代表者指定届を送付した。</p> <p>当該送付を受けた相手方が司法書士に対し相続調査を依頼し、調査が行われたところ、相手方は相続人となる権利を有しないことが判明した。</p> <p>以上のとおり、本来は生じない司法書士による相続調査業務に係る費用の負担を相手方</p>

			に生じさせたもの。
報告 8	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	固定資産税	<p>法律上、市の義務に属する行政事務の瑕疵による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成31年 3月29日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 37万3,100円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事案の概要</p> <p>平成30年12月6日、市（市民生活部固定資産税課）は、誤認により、相続の権利を有しない相手方に対し、相続人代表者指定届を送付した。</p> <p>当該送付を受けた相手方が司法書士に対し相続調査を依頼し、調査が行われたところ、相手方は相続人となる権利を有しないことが判明した。</p> <p>当該権利を有しないことが判明するまでの間に、相手方は、不動産仲介業者を通じ、当該固定資産に係る売買契約を締結していたため、これを撤回することとなり、当該不動産仲介業者に対する違約金の支払が生じるとともに、当該売買契約に基づき家財類の撤去及び処分も行っていた。</p> <p>以上のとおり、本来は生じない家財処分に係る費用並びに相続調査事務及び固定資産の売買を、それぞれ司法書士及び不動産仲介業者に依頼した業務に係る費用の負担を相手方に生じさせたもの。</p>
報告 9	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	教育総務	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成31年 4月 5日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 5万7,030円</p>

			<p>相手方 西伯郡日吉津村在住の個人 事故の概要</p> <p>平成31年2月25日、教育委員会事務局所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）を米子市立箕蚊屋小学校敷地内に後進により駐車しようとしたところ、同小学校の教職員が代車として使用し、当該敷地内に駐車していた相手方所有の軽乗用自動車（以下「相手方自動車」という。）に市自動車と接触し、相手方自動車の車体の一部を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告10	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	道路整備	<p>法律上、市の義務に属する交通事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成31年4月23日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 14万972円</p> <p>相手方 米子市在住の個人 事故の概要</p> <p>平成31年1月25日、都市整備部所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）を業務で訪れた現場付近（市道）に停車させていたところ、相手方の子が運転する普通乗用自動車（以下「相手方自動車」という。）が、同所を通行するため当該市道に進入し、市自動車と移動するまで同所付近に停車して待機していた。</p> <p>市自動車を移動させるため後進させた際、市自動車が相手方自動車と接触し、相手方自動車の車体の一部を損傷させたもの。人身事故なし。</p>

(追加予定議案)

	工事請負契約の締結について	教育総務	工事名 福米西小学校教室棟ほか増築建築主体工事
	人権擁護委員候補者の推薦について	人権政策	任期満了による 1人